



(仮称)浜松湖西豊橋道路の環境影響評価方法書の 縦覧及び説明会の開催について

浜松市では、関係機関と連携し、(仮称)浜松湖西豊橋道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きを進めており、この手続きにあたり、環境影響評価方法書(以下、方法書という)の縦覧及び説明会を下記の通り行います。

また、方法書については、以下の通り書面により意見書を提出することができます。

1 方法書の縦覧について

(1) 縦覧期間

令和6年7月19日(金)～8月19日(月)の8時30分～17時15分(閉庁日を除く)

(2) 縦覧場所(浜松市内)

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 (浜松市中央区元城町103-2 本館6階)
- ・浜松市 環境部 環境政策課 (浜松市中央区鴨江3-1-10 鴨江分庁舎4階)
- ・浜松市 三ヶ日支所 (浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1)

※方法書は、7月19日から浜松市HPでも閲覧できます。

2 方法書説明会の開催について(浜松市内)

(1) 日時

令和6年7月28日(日) 13時30分～

(2) 会場

浜松市三ヶ日支所 3階大会議室(浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1)

※参加申し込み不要、定員約100名

3 方法書についての意見書提出

(1) 様式

指定なし

※参考様式を「4 浜松市HPでの公開」に記載のアドレス(浜松市都市計画課HP)からダウンロードいただけます。

(2) 記載事項

- ・意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ・意見書の提出の対象である方法書の名称
- ・方法書についての環境の保全の見地からの意見
(日本語により、意見の理由を含めて記載)



(3) 提出期間

令和6年7月19日（金）から9月2日（月）の8時30分～17時15分（閉庁日を除く）

(4) 提出方法及び提出場所（浜松市内）

持参、郵送又はメールのいずれかにて、ご提出ください。

<持参の場合>

下記の場所に設置してある意見書投函箱に投函ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課（浜松市中央区元城町103-2 本館6階）
- ・浜松市 環境部 環境政策課（浜松市中央区鴨江3-1-10 鴨江分庁舎4階）
- ・浜松市 三ヶ日支所（浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日500-1）

<郵送の場合>

下記の宛先に郵送ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 計画グループ 宛
（〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 本館6階）

<メールの場合>

件名を「意見書提出」として、下記のアドレスへ送付ください。

- ・浜松市 都市整備部 都市計画課 (toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

4 浜松市HPでのご案内

方法書や説明会等については、下記アドレスにて公開します。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/urbanplanning/doro.html>

▼QRコード

